

名古屋港管理組合公報

平成17年 5月13日

(金曜日)

第 351 号

目 次

告 示

- 平成13年名古屋港管理組合告示第31号の一部改正…………… 1
 - 臨港緑地の変更…………… 3
- ### 公 告
- 名古屋港港湾計画の変更の概要…………… 5

告 示

名古屋港管理組合告示第18号

平成13年名古屋港管理組合告示第31号（名古屋港臨港地区内の分区）の一部を次のように改正する。

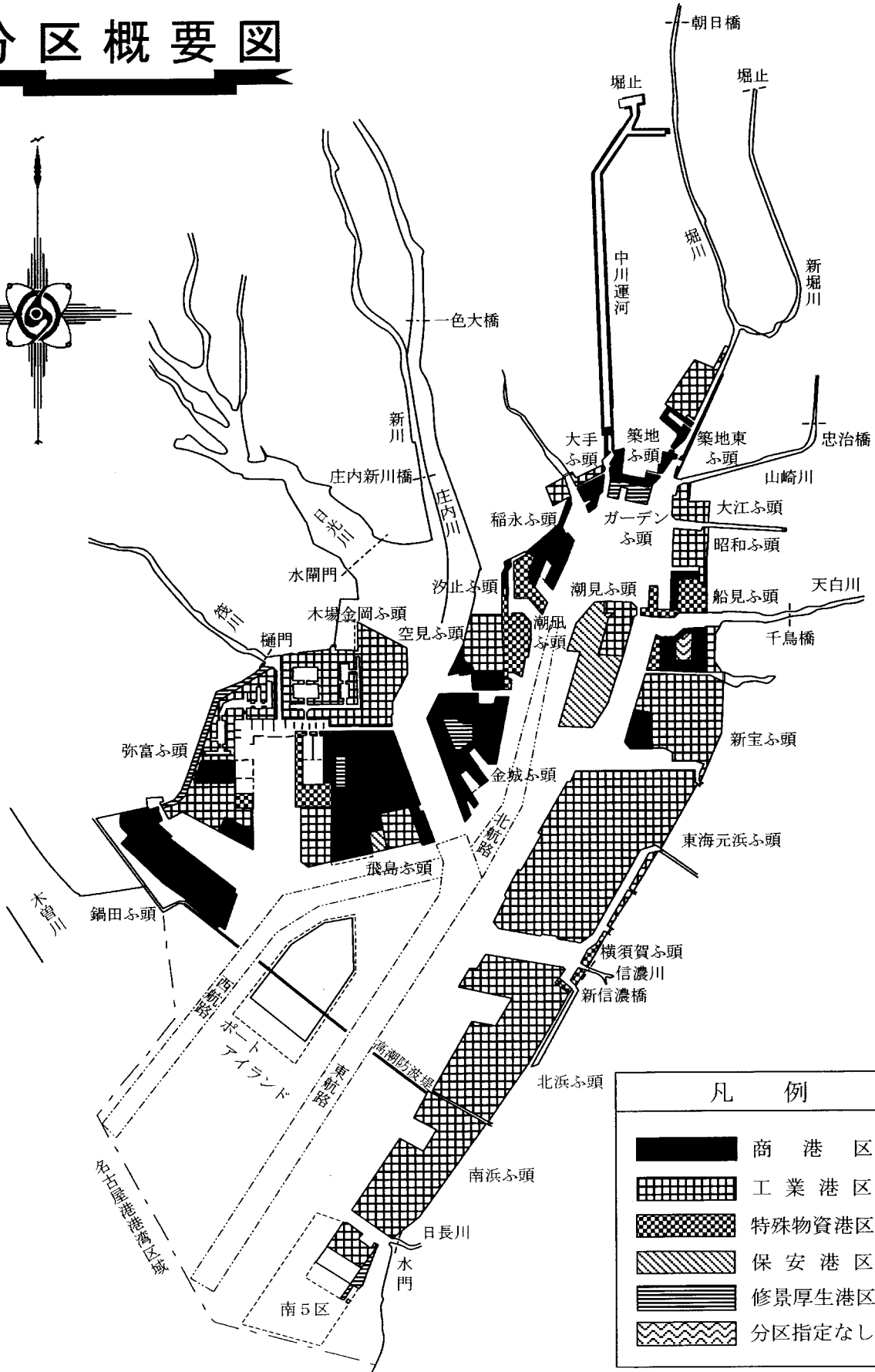
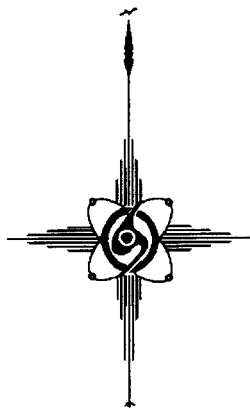
平成17年 5月13日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

3 弥富都市計画臨港地区名古屋港臨港地区(1) 商港区海部郡飛島村西浜の一部及び(3) 特殊物資港区海部郡飛島村西浜の一部については、その範囲を変更した。

分区概要図



分区の詳細図面は、名古屋港管理組合企画調整室計画担当において縦覧に供する。

名古屋港管理組合告示第19号

次の臨港緑地は、平成17年4月1日から次のとおり変更した。

平成17年5月13日

名古屋港管理組合管理者

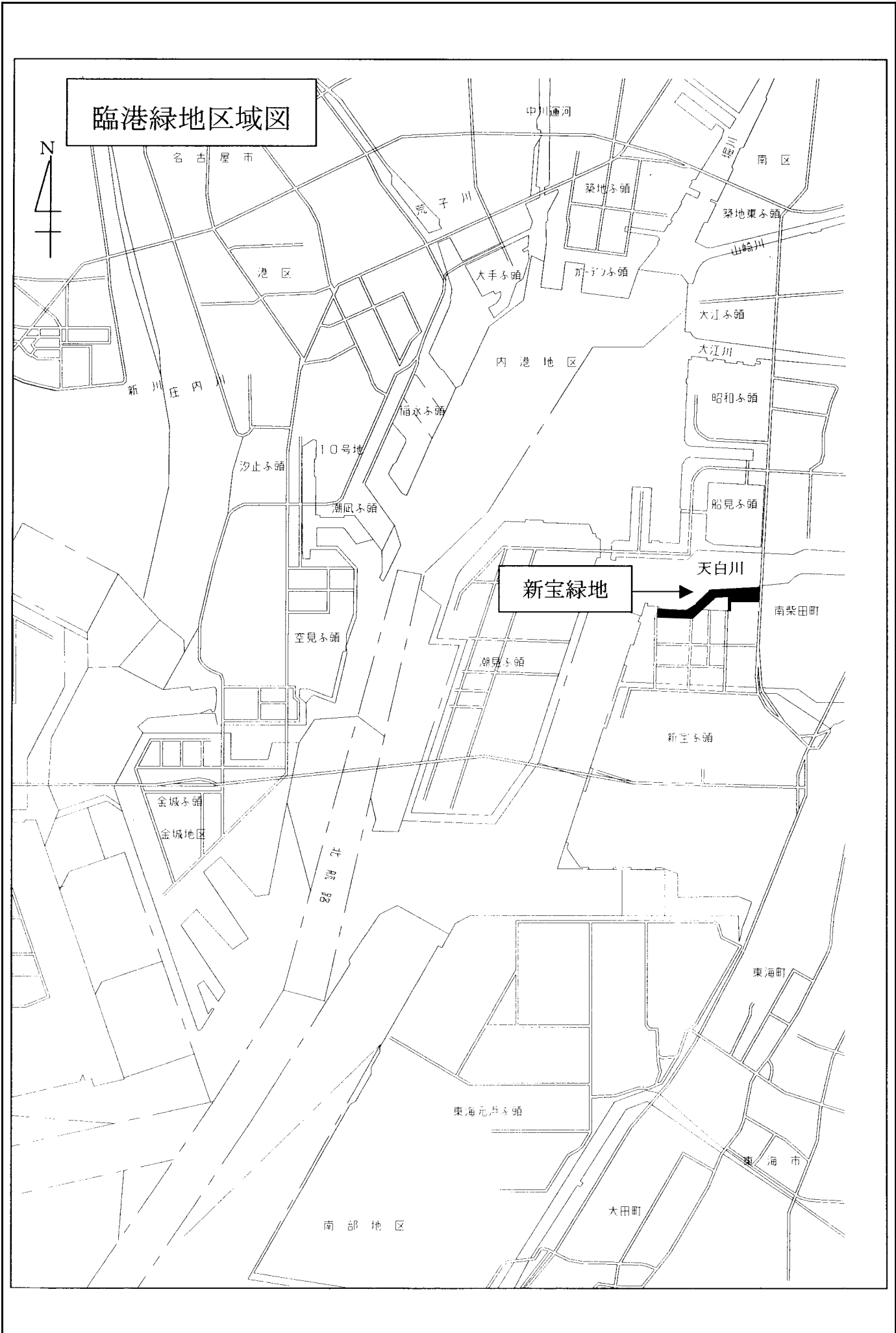
愛知県知事 神田 真秋

変更前

名 称	位 置	区 域	施設の概要
新宝緑地	東海市新宝町507、507-7	別添図示 (略)	散策、休息施設

変更後（区域拡大）

名 称	位 置	区 域	施設の概要
新宝緑地	東海市新宝町507、507-7、507-9	別添図示	散策、休息施設



公 告

名古屋港管理組合公告

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、名古屋港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。
平成17年5月13日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

1 港湾計画の変更の概要

平成12年4月14日名古屋港管理組合公報第242号により、その概要を公告した名古屋港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 専用ふ頭計画(変更)

船舶の大型化に対応するため、専用ふ頭を次のとおり計画する。

ドルフィン(専用)

地区名	水深(メートル)	バース数
南部地区	8.2	1

(2) 土地造成及び土地利用計画(変更)

活発な物流需要に対応するため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

(単位：ヘクタール)

地区名	用途	ふ頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	土砂処分用地	合計
南部地区		10	114	1,621	37	77	(10) 95	(198) 198	(208) 2,153
西部地区		(13) 304	342	(22) 497	101		140		(35) 1,383

注1 ()は土地造成を伴う土地利用計画の内数である。

注2 今回の変更にかかる区域についてのみ記述した。

注3 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 港湾計画の縦覧の場所

名古屋市港区入船一丁目8番21号 名古屋港管理組合 企画調整室 計画担当

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合